

---

プロジェクト	<b>金融資産の減損に関する会計基準の開発</b>
項目	<b>IFRS 第 9 号「金融商品」における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理</b>

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行ったうえで、ステップ 3 以降の進め方についてご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの審議の経緯

2. 予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の基準開発に着手することが了承された第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）では、分類及び測定 of 基準開発と貸倒引当金の対象範囲の検討について次のように整理している。

第 419 回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2 第 35 項より抜粋

- (1) まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行う。

同時並行的に、本資料の第 31 項に記載した分類及び測定と減損の定めとの関係（IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行う。

- (2) その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

仮に分類及び測定全体に関する会計基準の開発に着手しないこととなった場合には、IFRS 第 9 号の減損の適用範囲（貸出金など債権の他、満期保有目的の債券やその他有価証券のうちの債券、ローン・コミットメント及び金融保証契約等）に合わせて限定的な分類及び測定及びその他の開発（例えば、減損の対象とする債券の範囲、貸出金など債権や債券の実効金利法やローン・コミットメント及び金融保証契約の測定など。）を行うか否かを決定

する。

3. ステップ2について、実効金利法による償却原価測定などのIFRS第9号の分類及び測定に関連する論点等は今後の審議において引き続き検討することを予定しているが、効率的な基準開発の観点からステップ3を同時並行的に進めることが考えられる。そのため、本資料では、IFRS第9号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行ったうえで、ステップ3以降で検討する論点の事務局提案をお示ししている。

### III. IFRS第9号における取扱いと日本基準における取扱いの確認

#### IFRS第9号における取扱い

4. IFRS第9号は、金融資産を(1)償却原価で測定する負債性金融商品、(2)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、(3)純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、デリバティブ及び資本性金融商品(以下「FVPL金融資産」という。)、(4)その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定される資本性金融商品に分類している。このうち、IFRS第9号における減損の適用対象となるのは上記(1)及び(2)である。
5. 減損に関して、IFRS第9号では、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」には複数の減損モデルがあり、財務諸表利用者の混乱を招くものであったとの批判への対処や運用上の複雑性の低減といった観点から、減損会計の対象となるすべての金融商品に同じ減損モデルを適用することとされており(IFRS第9号BCE102項、BCE105項)、具体的には次のアプローチが採用されている(IFRS第9号5.5.3項及び5.5.5項)。
  - 金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には金融商品の全期間の予想信用損失を損失評価引当金として認識し、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には12か月の予想信用損失を損失評価引当金として認識する(以下「一般的なアプローチ」という。)
6. 前項で示すIFRS第9号における減損の適用対象の具体例としては、IFRS第9号第4.1.2項に従い償却原価で測定する金融資産、IFRS第9号第4.1.2A項に従いその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメント及び金融保証契約が示

されている（IFRS 第9号第5.5.1項及びBCE160項）<sup>1</sup>。

7. なお、非金融機関及び他の企業にとってのコスト及び複雑性への対処として、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第15号」という。）の範囲に含まれる取引から生じた営業債権、契約資産並びにリース債権については、次のアプローチの適用が要求又は認められている（IFRS 第9号5.5.15項、BCE161項）。
  - 常に全期間の予想信用損失を損失評価引当金として認識する（以下「単純化したアプローチ」という。）
8. 一方、本資料第4項(3)及び(4)に該当する金融商品は公正価値で測定され、減損の適用対象外である。ここで、負債性金融商品について本資料第4項(1)から(3)のいずれに分類されるかは、「金融資産の管理に関する企業の事業モデル」及び「契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるか」（以下「SPPI要件」という。）に基づくこととされている（IFRS 第9号第4.1.1項から第4.1.4項）。
9. FVPL金融資産に区分される金融資産の具体例としては、次のものが挙げられる。
  - (1) 資本性金融商品
  - (2) 金融資産の売却によって目的が達成される事業モデルの中で保管されている負債性金融資産
  - (3) SPPI要件を満たさない負債性金融資産
  - (4) IFRS 第9号第4.1.5項に従いFVPL金融資産として指定した負債性金融商品
  - (5) デリバティブ取引

## 金融商品会計基準等<sup>2</sup>における取扱い

10. 金融商品の減損及び時価評価等について、金融商品会計基準等では金融商品の種類

---

<sup>1</sup> IASBは、種類に関係なく、すべての信用エクスポージャーについて減損の要求事項を揃えることで、運用上の複雑性が低減されるとして、ローン・コミットメントと金融保証契約についても単一の減損モデルを適用しなければならないと結論を下したとされている（IFRS 第9号BCE105項）。

<sup>2</sup> 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

に応じて、次の異なる取扱いを定めている。

(1) 貸倒引当金

債権（契約資産を含む。）については、期末日における債務者の貸倒見積高を算定し、当該貸倒見積高に基づいて貸倒引当金を計上する（金融商品会計基準第14項、第27項及び第28項、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）第77項他）。

(2) 著しい時価の下落

満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては、時価が著しく下落したとき<sup>3</sup>に、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処理を行う（金融商品会計基準第20項）。

(3) 実質価額の著しい低下

市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき<sup>4</sup>に、減損処理を行う（金融商品会計基準第21項）。

(4) 債務保証引当金

債務保証契約（債務保証及び保証類似行為）については、主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積ることができる場合に、保証人は当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する（金融商品実務指針第137項、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61

---

<sup>3</sup> 有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、取得原価と比べた個々の銘柄の有価証券の時価の下落率（以下「時価の下落率」という。）と減損の関係について、次の考え方を示している（金融商品実務指針第91項及び第284項）

- (1) 時価の下落率が50%程度以上の場合：「著しく下落した」ときに該当し、合理的な反証がない限り、減損処理を行わなければならない。
- (2) 時価の下落率が30%以上50%未満の場合：合理的な基準により減損要否を判断する。
- (3) 時価の下落率が30%未満の場合：一般的に「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる。

<sup>4</sup> 市場価格のない株式等の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合であり、実質価格の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うことと定めている（金融商品会計基準第21項、金融商品実務指針第92項）。

号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」)。

(5) 時価評価

売買目的有価証券及びデリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する（金融商品会計基準第 15 項及び第 25 項）。

11. また、取消不能のローン・コミットメント契約など、日本基準において明示的な減損に関する定めはないが、IFRS 第 9 号においては金融商品の減損の要求事項が適用される金融資産が存在する。

### **IFRS 第 9 号における取扱いと日本基準における取扱いとの比較**

12. 本資料第 4 項から第 11 項で示す IFRS 第 9 号における取扱いと日本基準における取扱いを比較すると下表のとおり区分できる。以降では、下表の区分ごとに事務局による分析をお示しする。

ただし、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチの適用範囲は、金融商品会計基準等において貸倒引当金を計上することが要求される営業債権、契約資産並びにリース債権に限定されているため、下表にてグレーアウトした区分 (B-2、C-2、D-2、E-2、F-2) についての分析は省略する。

また、日本基準で組込デリバティブを区分処理する金融資産である場合、組込対象である現物の金融資産は下表の(A)又は(B)に分類される一方、デリバティブ部分は(E)に分類されると考えられる。この場合、IFRS 第 9 号では金融商品全体で分類を行うこととされているため、当該金融商品については、通常 SPPI 要件を満たさないとして当該金融商品全体を公正価値で測定することになると考えられる。このようなケースについては、会計単位が合わず下表のフォーマットには完全には適合しないが、以下では組込対象である現物の金融資産に寄せて A-3 又は B-3 に含めて分析をお示しする。

IFRS 日本基準	一般的なアプローチ (1)	単純化した アプローチ (2)	公正価値測定 (3)
(A) 貸倒引当金	A-1	A-2	A-3
(B) 著しい時価の下落	B-1	B-2	B-3
(C) 実質価額の著しい 低下	C-1	C-2	C-3
(D) 債務保証引当金	D-1	D-2	D-3
(E) 時価評価	E-1	E-2	E-3
(F) 明示的な定めなし	F-1	F-2	F-3

#### IV. 事務局による分析

##### 前項の表に示す各区分についての事務局による分析

###### (A-1 (日本基準：貸倒引当金、IFRS 第9号：一般的なアプローチ))

13. 当該区分には、営業債権、契約資産並びにリース債権を除く債権のうち、IFRS 第9号において償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されるもの（ただし、A-2で分析を行う対象を除く。）が分類される。
14. 当該区分に分類されると考えられる具体的な金融資産としては、貸付金等の債権が考えられる。
15. 貸付金等の債権に対する貸倒引当金の会計処理については、現在検討を進めているステップ2においてIFRS 第9号における減損の一般的なアプローチを基礎とした基準開発の審議を行っている。

###### (A-2 (日本基準：貸倒引当金、IFRS 第9号：単純化したアプローチ))

16. 当該区分には、IFRS 第9号において償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されるIFRS 第15号又は収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた営業債権、契約資産並びにリース債権が分類される。
17. 当該区分に分類されると考えられる具体的な金融資産としては、収益認識会計基準

が適用される取引から生じる営業債権（例えば、売掛金や受取手形）、契約資産並びにリース債権が考えられる。なお、収益認識会計基準が定める会計処理については、基本的に IFRS 第 15 号における会計基準の内容を基礎としていることから、IFRS 基準と日本基準で営業債権及び契約資産の範囲に実質的な差異はないと考えられる。

18. ここで、ステップ 3 は「ステップ 2 の予想信用損失モデルを選択した銀行等金融機関」に焦点を当てて検討を行うことを提案しており、銀行等金融機関では営業債権、契約資産並びにリース債権が財務諸表に占める割合は一般的に大きくないと考えられるため、当該区分に含まれると考えられる金融資産についてはステップ 5（一般事業会社に関する検討）において検討することが考えられる。

#### **(A-3（日本基準：貸倒引当金、IFRS 第 9 号：公正価値測定）**

19. 当該区分には、債権のうち、IFRS 第 9 号において FVPL 金融資産に分類される金融資産が分類される。
20. 当該区分に分類されることが考えられる具体的な金融資産としては、IFRS 第 9 号の SPPI 要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権が考えられる。
21. 当該区分に分類される金融資産に係る減損の取扱いは日本基準と IFRS 基準とで異なるが、これは金融商品の分類及び測定に関連する論点である。そのため、当該区分に分類される金融資産の取扱いについては、金融商品の分類及び測定（SPPI 要件を含む。）についての開発を行うか否かにより別途検討することが考えられる。  
また、デリバティブが組み込まれた債権の取扱いについても、金融商品の分類及び測定（組込デリバティブ）についての開発を行うか否かにより別途検討することが考えられる。

#### **(B-1（日本基準：著しい時価の下落、IFRS 第 9 号：一般的なアプローチ）**

22. 当該区分には、日本基準において売買目的以外の目的で保有する債券のうち、IFRS 第 9 号において償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される負債性金融商品が分類される。
23. 当該区分に分類されることが考えられる具体的な金融資産としては、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券（ただし、IFRS 第 9 号の SPPI 要件を満たさない債券を除く。）が考えられる。
24. 当該区分に分類される金融資産に係る減損モデルは日本基準と IFRS 基準とで異なる

っており、国際的な比較可能性の観点から予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の定めを適用するかどうかについて、ステップ3において検討することが考えられる。また、債券の分類及び測定に関して、IFRS第9号の実効金利法による償却原価法を採用するかどうかについても、ステップ3において検討することが考えられる<sup>5</sup>。

### (B-3 (日本基準：著しい時価の下落、IFRS第9号：公正価値測定))

25. 当該区分には、日本基準における売買目的以外の目的で保有する市場価格のない株式等以外の有価証券のうち、IFRS第9号においてFVPL金融資産に分類される金融資産が分類される。
26. 当該区分に分類されると考えられる具体的な金融資産としては、IFRS第9号のSPPI要件を満たさない債券やIFRS基準において資本性金融商品に該当するその他有価証券に分類される上場株式等が考えられる。
27. このうち、IFRS第9号では負債性金融商品に該当しIFRS第9号のSPPI要件を満たさない債券については、日本基準では減損の適用対象となるのに対して、IFRS基準では公正価値で測定され減損の適用対象とならないが、これは金融商品の分類及び測定に関連する論点である。そのため、当該区分に分類される金融資産の取扱いについては、金融商品の分類及び測定（SPPI要件を含む。）についての開発を行うか否かにより別途検討することが考えられる。

また、デリバティブが組み込まれた債券の取扱いについても、金融商品の分類及び測定（組込デリバティブ）についての開発を行うか否かにより別途検討することが考えられる。
28. 一方、IFRS基準において資本性金融商品に該当するその他有価証券に分類される上場株式等については、IFRS第9号における予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損は信用リスクを内包する負債性金融商品を対象とするものであることから、本プロジェクトでの検討範囲を超えるものとして取り扱わないことが考えられる。

---

<sup>5</sup> 日本基準では、満期保有目的の債券について、取得原価をもって貸借対照表価額とするとして、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないとされている（金融商品会計基準第16項）。また、有価証券利息を期間配分する方法について、原則として利息法によるものとするが、継続適用を条件として定額法を採用できるとしている（金融商品実務指針第70項）。



**(C-1 (日本基準：実質価額の著しい低下、IFRS 第 9 号：一般的なアプローチ))**

29. 当該区分には、日本基準における市場価格のない株式等のうち、IFRS 第 9 号において償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産が分類される。
30. 日本基準における市場価格のない株式等については、IFRS 第 9 号において一般的に資本性金融商品に分類されると考えられることから、当該区分に分類される金融資産として該当するものはないと考えられる。

**(C-3 (日本基準：実質価額の著しい低下、IFRS 第 9 号：公正価値測定))**

31. 当該区分には、日本基準における市場価格のない株式等のうち、IFRS 第 9 号において FVPL 金融資産に分類される金融資産が分類される。
32. 当該区分に分類されると考えられる具体的な金融資産としては、非上場株式や組合出資などが考えられる。
33. 日本基準における市場価格のない株式等については、IFRS 第 9 号において一般的に資本性金融商品に分類されると考えられる。IFRS 第 9 号における予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損が信用リスクを内包する負債性金融商品を対象とするものであることを踏まえると、当該区分に分類される金融資産については、本プロジェクトでの検討範囲を超えるものとして取り扱わないことが考えられる。

**(D-1 (日本基準：債務保証引当金、IFRS 第 9 号：一般的なアプローチ))**

34. 当該区分には、保証契約又は保証類似契約のうち IFRS 第 9 号における金融保証契約の定義<sup>6</sup>を満たし、純損益を通じて公正価値で測定しないものが分類される。
35. 当該区分に分類されると考えられる具体的な金融資産としては、債務保証及び保証類似行為が考えられる。
36. 当該区分に分類される金融資産に係る減損の取扱いは日本基準と IFRS 基準とで異なっており、国際的な比較可能性の観点から予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の定めを適用するかどうかについて、ステップ 3 において検討することが考

---

<sup>6</sup> IFRS 第 9 号において、金融保証契約は「特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行うことを、契約発行者に要求する契約」と定義されている。

えられる。

**(D-3 (日本基準：債務保証引当金、IFRS 第9号：公正価値測定))**

37. 当該区分には、保証契約又は保証類似行為のうち IFRS 第9号における金融保証契約の定義を満たさず、純損益を通じて公正価値で測定する債務保証又は保証類似行為が分類される。
38. 当該区分に分類され得る債務保証又は保証類似行為については、一般的にデリバティブ（例えば、クレジット・デフォルト・スワップ）として取り扱われていると考えられることから、当該区分に分類される金融商品として該当するものはないと考えられる。

**(E-1 (日本基準：時価評価、IFRS 第9号：一般的なアプローチ))**

39. 当該区分には、日本基準において時価の変動により保有者が利益を得る又は損失を被り、時価の変動差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられる性質を有し、IFRS 第9号において償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産が分類される。
40. 日本基準において時価の変動により保有者が利益を得る又は損失を被り、時価の変動差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられる性質を有する金融資産には、売買目的有価証券やデリバティブ取引により生じる正味の債権が考えられる。これらの金融資産は、IFRS 第9号において一般的に FVPL 金融資産に該当すると考えられることから、当該区分に分類される金融商品として該当するものはないと考えられる。

**(E-3 (日本基準：時価評価、IFRS 第9号：公正価値測定))**

41. 当該区分には、日本基準において時価の変動により保有者が利益を得る又は損失を被り、時価の変動差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられる性質を有し、IFRS 第9号において FVPL 金融資産に分類される金融資産が分類される。
42. 当該区分に分類されると考えられる具体的な金融資産としては、売買目的有価証券及びデリバティブ取引により生じる正味の債権が考えられる。
43. これらの金融資産については IFRS 第9号においても公正価値測定が要求されており、日本基準と IFRS 基準とでその取扱いに差異はないと考えられる。従って、当該区分に該当する金融資産については、今後の検討対象には含めないことが考えられる。

**(F-1 (日本基準：明示的な定めなし、IFRS 第9号：一般的なアプローチ))**

44. 当該区分には、ローン・コミットメントなどのオフバランス項目のうち IFRS 第9号における減損の適用対象とされており、日本基準において明示的な減損に関する定めがない金融商品が分類される。
45. 当該区分に分類されると考えられる具体的な金融商品としては、取消不能のクレジットカード及びローン・コミットメント契約の未実行残高が考えられる。
46. これらの金融商品の減損について、金融商品会計基準等では明示的な減損に関する定めが置かれておらず、日本基準と IFRS 基準とで差異が存在していることから、ステップ3において検討することが考えられる。
47. なお、一部の銀行等金融機関においては、ローン・コミットメントなどのオフバランス項目の与信相当額について、旧金融検査マニュアルでの取扱い<sup>7</sup>を踏まえて、引き続き引当金を計上していると考えられる。

**(F-3 (日本基準：明示的な定めなし、IFRS 第9号：公正価値測定))**

48. 当該区分については、想定される金融商品が存在しないため、分析を省略する。

---

<sup>7</sup> 旧金融検査マニュアル(別表1)では、「国際統一基準適用金融機関にあつてはオフバランス項目の自己査定を行うものとし、国内基準適用金融機関にあつては自己査定を行わなくとも差し支えないが、自己査定を行うことが望ましい。」とされていた。

小括

49. 以上の分析をまとめると、今後検討することが考えられる項目としては下表のとおりである。

IFRS 日本基準	一般的なアプローチ (1)	単純化した アプローチ (2)	公正価値測定 (3)
(A) 貸倒引当金	A-1	A-2	A-3
(B) 著しい時価の下落	B-1	B-2	B-3 (うち、負債性金融資産)
			B-3 (うち、資本性金融商品)
(C) 実質価額の著しい 低下	C-1	C-2	C-3
(D) 債務保証引当金	D-1	D-2	D-3
(E) 時価評価	E-1	E-2	E-3
(F) 明示的な定めなし	F-1	F-2	F-3

注1：上記表の色分けは、次のとおりである。

- 緑・・・ステップ2で検討を行っている項目
- 青・・・ステップ3で検討することが考えられる項目
- オレンジ・・・ステップ5で検討することが考えられる項目
- 黄色・・・金融商品の分類及び測定（SPPI要件、組込デリバティブを含む。）についての開発を行うか否かにより、別途検討することが考えられる項目
- グレー・・・本プロジェクトにおいて検討不要と考えられる項目

## V. 事務局による提案

50. 本資料第13項から第49項の分析を踏まえ、ステップ3では次の区分に分類される金融商品について検討することが考えられるがどうか。

- (1) 日本基準では著しい時価の下落が生じた場合に減損処理を行い、IFRS第9号では減損の一般的なアプローチが適用される金融資産（例えば、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券）
- (2) 日本基準では債務保証引当金を計上し、IFRS第9号では減損の一般的なアプロ

一斉が適用される金融商品（例えば、金融保証契約<sup>8</sup>）

- (3) 日本基準では明示的な定めはないが、IFRS 第9号では減損の一般的なアプローチが適用される金融商品（例えば、取消不能のクレジットカード及びローン・コミットメント契約）

51. また、次の項目についてはステップ5において検討することが考えられるがどうか。

- (1) 日本基準では貸倒引当金を計上し、IFRS 第9号では単純化したアプローチが適用される金融資産（営業債権、契約資産並びにリース債権）

52. さらに、次の項目については、金融商品の分類及び測定（SPPI要件、組込デリバティブを含む。）についての開発を行うか否かにより、別途検討することが考えられるがどうか。

- (1) 日本基準では貸倒引当金を計上し、IFRS 第9号では公正価値で測定する金融資産（例えば、IFRS 第9号のSPPI要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権）

- (2) 日本基準では著しい時価の下落が生じた場合に減損処理を行い、IFRS 第9号では公正価値で測定する負債性金融資産（例えば、IFRS 第9号のSPPI要件を満たさない債券）

- (3) デリバティブが組み込まれた金融資産

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料第50項から第52項で示す、ステップ3及び以降のステップで検討する論点に関する事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上

---

<sup>8</sup> 金融保証契約についてはステップ2の検討において聞かれたご意見を踏まえ、金融保証契約の保有者側の会計処理について今後取り扱うことを予定している。